

個人 9

受	令和 3 年 6 月 2 日
付	午前・午後 9 時 00 分

一般質問（代表 個人） 通告書

2021（令和 3）年 6 月 2 日

尾張旭市議会議長 殿

日本共産党尾張旭市議団

氏 名 川村 つよし

尾張旭市議会会議規則第 50 条第 1 項の規定により 6 月定例会において別紙のとおり質問したいので通知します。

なお、質問事項の件数及び質問方法は、下記のとおりです。

記

1 質問事項 4 件

2 質問方法

	1 回目 一括質問、一括答弁 再質問以降 質問事項（大項目）ごとに一問一答
<input checked="" type="radio"/>	1 回目から 質問事項（大項目）ごとに一問一答

↑ 選択する方法に○を付す。



質問事項 No. 1	生活保護申請時の扶養照会について
要 旨	<p>生活保護申請時に、扶養義務者に金銭面や精神面で援助が可能か確認することを扶養照会と言いますが、親族に生活保護の利用を知られたくないと感じて保護申請を諦めたり、保護利用が知られたために親族関係が断絶するなどが起きていると言います。</p> <p>日本の生活保護制度は、海外のそれと比べて捕捉率が低いことは知られていますが、扶養照会の運用のあり方も、捕捉率を低める一因だと思います。</p> <p>長らく生活保護受給者にスティグマを与えることで保護費用を抑えてきた、日本の政策的背景に原因があると考えています。</p> <p>厚生労働省は扶養照会の運用について、今年2月末と3月末に通知を出していますが、生活保護申請を受ける窓口の対応に、どのように反映されたかお聞きします。</p>

※ 申し合わせ事項に留意する。

質問事項 No. 3-1	ヤングケアラーの認知度を高める取組について
要 旨	<p>尾張旭市議会で私が初めてこの問題に言及したのは、2014年の6月16日の議会質問でした。昨年も、9月議会の介護保険の質問の中で、ヤングケアラーのことを紹介していますが、尾張旭市での実態がつかめないこともあって、ヤングケアラーそのものの対策を求める質問に至らずにきました。</p> <p>今回の国の動きは、ようやく取組が始まることが予想され、嬉しく思うのと同時に、地方自治体として準備を進められることは手を打っていくべきだと考えます。</p> <p>4月12日に行われた厚生労働省の会議資料も容易に入手できますが、その中にある「ヤングケアラーの支援に向けた主な論点、課題」（資料2）は、簡単に、3点にまとめられていました。</p> <p>①早期発見・把握 ②支援策の充実 ③社会的認知度の向上</p> <p>です。③の社会的認知度の向上では「ヤングケアラーの社会的認知度を高めることにより、①と②を促進していくことが重要」であるとして、福祉や教育分野など関係者の理解の促進を記載しています。</p> <p>(1) 福祉や教育分野など関係者の理解の現状について</p> <p>「福祉や教育分野など関係者の理解の促進」について、現状はどのようになっているのでしょうか、関係者と一口に言っても、かなり範囲が広いと考えますが、要保護児童対策地域連携会議に関係する機関に加えて、長寿課や介護事業所も入ると考えますが、現状はどのようになっているか、お聞きします。</p>

※ 申し合わせ事項に留意する。

